

○古物商等の許可の取消し、営業停止命令

(第 24 条)

改正 平成 24 年 11 月 27 日 平成 26 年 3 月 20 日
平成 27 年 5 月 29 日 平成 29 年 3 月 22 日
平成 29 年 11 月 28 日 令和 2 年 4 月 1 日

処分基準

令和 2 年 4 月 1 日作成

| | |
|----------|--|
| 法令名 | 古物営業法 |
| 根拠条項 | 第 24 条 |
| 処分の概要 | 古物営業の許可の取消し、営業停止命令 |
| 原権者(委任先) | 岡山県公安委員会 |
| 法令の定め | |
| 処分基準 | 別紙「古物営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。 |
| 問合せ先 | 生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室 |
| 決裁区分等 | 岡山県公安委員会 |

別紙

[別紙参照]